

パワーアップ融資（賃上げ対応枠・物価高対応枠）のご案内

茨城県では、賃上げに取り組む中小企業者や、中東情勢等に伴う物価高の影響を受ける中小企業者の事業継続・経営安定を図るため、積極的な資金繰り支援を実施します。

Point 1 パワーアップ融資に「賃上げ対応枠」「物価高対応枠」を創設

Point 2 信用保証料の補助率を1割から**5割に引き上げ**（令和9年3月まで）

※当事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

(1)	賃上げ対応枠	いばらき業務改善奨励金の交付決定又は いばらき賃上げ支援金の支給決定を受けた者
(2)	物価高対応枠	直近3か月の調達価格（商品仕入高※、材料仕入高※、 燃料費、電気代、ガス代又は上下水道料）が前年同期 に比べ5%以上増加している者

業務改善奨励金・賃上げ
支援金の詳細はこちら▼



県特設サイト

※ 期間中に仕入れた商品・材料の代金の総額。ただし、それぞれの商品・材料で5%以上増加しているものがある場合も対象となります。

融資条件

融資限度額	設備資金・運転資金・併用：5,000万円						
融資期間 （据置期間）	設備資金：10年以内（3年以内） 運転資金・併用：7年以内（2年以内）						
融資利率	償還期間		融資利率（固定）				
	3年以内		年1.9%				
	3年超 5年以内		年2.0%				
	5年超 7年以内		年2.1%				
	7年超 10年以内		年2.2%				
信用保証料率 （%）	基準料率	0.45～1.0	1.15	1.35	1.55	1.75	1.90
	補助率	県補助なし	県5割補助（※）				
	事業者負担	0.45～1.0	0.575	0.675	0.775	0.875	0.95
申込窓口	商工会議所・商工会又は茨城県中小企業団体中央会						

※ 茨城県信用保証協会の保証申込受付日が令和8年10月1日から令和9年3月5日まで、かつ令和9年3月19日までに融資が実行された場合に限りです。

手続きの方法

STEP1

商工会議所・商工会又は茨城県中小企業団体中央会に融資認定の申込みを行ってください。

STEP2

融資認定後、取扱金融機関に相談の上、融資の申込みを行ってください。

融資認定の申込みに必要な書類

- (1) 茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第1号）
- (2) 許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）
- (3) 県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
- (4) 資金繰表
- (5) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合）
- (6) 融資対象者ごとに必要な書類

融資対象者	必要書類
賃上げ対応枠に該当する者	「いばらき業務改善奨励金交付決定及び額確定通知書」又は「いばらき賃上げ支援金支給決定通知書」の写し
物価高対応枠に該当する者	前期及び当期の月別調達価格の明細書又は月別試算表等

取扱金融機関の一覧

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

融資の取扱期間

令和8年10月1日以降に申込みのあった融資から適用

※信用保証料の補助については、県信用保証協会の保証申込受付日が令和8年10月1日から令和9年3月5日まで、かつ令和9年3月19日までに融資が実行された場合に限りです。

お問い合わせ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
水戸市笠原町978番6 電話 029-301-3530

※詳細は、県ホームページをご覧ください。

茨城県 制度融資

検索



https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/power_up.html



茨 城 県